

桃山学院大学・地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
学術研究・情報相互交流に関する協定

桃山学院大学と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所は、研究者並びに情報の相互交流と施設の相互利用を図るため、これらの目的が双方の機関の相互利益と発展に寄与するよう、下記のとおり協定を締結する。

1. 各々の機関が主催する研究会に、講師の相互派遣を要請することができる。
2. 各々の機関の所蔵する資料を、相互の利用規程に従い利用することができる。
3. 出版物及び相互に関心のある情報を交換することができる。
4. 各々の機関の条件が合えば、相互に共同研究をすることができる。
5. 上記の交流活動を遂行するための細則は、桃山学院大学総合研究所と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所が協議のうえ決めるものとする。
6. 桃山学院大学は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所に対して、学生の研究指導の一部について、協力を要請することができる。
7. 本協定は、両機関の合意に基づいて協定内容の変更、協定の更新または破棄を行うことができる。

2012年4月1日

桃山学院大学

学長 明石 吉三

地方独立行政法人

大阪府立産業技術総合研究所
理事長 古寺 雅晴